

平成 28 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 28 年 7 月 1 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 15 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 4 階 第 8 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、西 美有希、山元 真紀、東口 房正、邨橋 雅広、清水 光子、
黒石 美保子
- 4、事務局：こども未来部 河合部長、南野次長、
こども政策課 山課長、湯川課長補佐、山中主任、山本係員、津田係員
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：3 名
- 6、議 案：1. 門真市の待機児童解消策について
2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正について
3. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、現在のところ委員 7 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日 3 名の方が傍聴に来られていますので、併せてご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局：本日、会議室がこちらしか取れず、狭い場所で申し訳ございません。また本日、議事録を作成いたしますので、この会議は録音させていただきたいと思っております。それではこれ以降は、会議の進行につきまして、部会長に一任させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

部会長：皆様、おはようございます。お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。今年度第 1 回目の就学前教育・保育部会を開催させていただきます。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題 1 門真市の待機児童解消策について」でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題 1 についてご説明いたします。まず、資料 1 をお願いします。

議題 1 につきましては、門真市の待機児童の現状と今後の確保数について、ご説明させていただきます。まず、資料 1 の上段部分に、門真市の待機児童の現状を記載しております。門真市におきましてはこれまでは、例年、年度途中では待機児童が発生するものの、年度当初の 4 月 1 日時点では待機児童はゼロで推移しております。しかしながら、新制度が開始された 27 年 10 月 1 日時点においては、待機児童が 148 人となっており、府内で比較しましても、政令市・中核市を除く市町村の中で 3 番目に多く、過去 12 年間で最大人数となっております。また、

その下を一つ飛ばしまして、参考値としておりますが、27年度末においては、242人発生しており、例年200人に満たない数で推移してきたことを考えますと、大幅に増加している状態でございます。さらに、過去13年間発生していなかった4月1日時点における待機児童が、28年4月1日時点で33人発生している状態でございます。このように、新制度の開始に伴い、計画において想定していたよりも利用希望が増加したことで、過去最大の待機児童が発生している異例の状態であることから、早急な待機児童対策が求められております。

このような状況の中で、門真市においてこれまで進めてきました待機児童解消へ向けた取り組みについて、資料1下段に記載しております。まず、「保育定員の拡充に向けた取組」といたしまして、認定こども園化を希望する幼稚園、保育所や、地域型保育事業、認可保育所としての認可を目指す認可外保育施設に対して施設整備補助金を交付し、定員拡充を図ることに加え、施設整備を伴定員拡充についても合わせて実施してまいりました。なお、この点に関連しまして、1点情報提供をさせていただきますが、認可保育所への移行を予定されていましたが末広保育所の認可につきまして、先日、児童福祉審議会を開催し、その結果を踏まえ、本日7月1日より認可保育所として開設されておりますので、この場をお借りして情報提供させていただきます。資料に戻りますが、以上の取組を進めた結果、上に記載しておりますとおり、全体として323人分の定員拡充が28年度末までに行われる見込みとなっております。なお、この内訳といたしましては、3号が153人の増加となっておりますが、先ほどご説明した、27年度末の242人の待機児童数のほとんどが3号であることから、この拡充が行われてもなお、3号の定員において不足が生じる見込みとなっております。

続きまして、定員拡充以外の取組といたしまして、保育士等に係る取組として、子育て支援員研修の実施、保育士の離職防止や業務負担軽減のための取組を進めております。さらに、その他の取組として、幼稚園での長時間預かり保育の実施や、認可外保育施設に係る利用料補助、運営費補助も実施いたしましたことにより、保育所以外の施設利用を進めることにより、待機解消を行っております。

これらの各事業を通じまして、待機児童解消へ向けて、これまで取組を進めてまいりましたが、先ほどご説明いたしましたように、保育の利用希望が大幅に増加し、例年よりも多くの待機児童が発生している状況でございます。そのことから、早期の待機解消のため、昨年度の会議の際にご審議いただいた確保策の見直しに基づきまして、既存事業者の新規施設の整備を含めた今後の希望を確認するため、今年度4月から5月にかけて、意向調査を実施いたしました。この意向調査結果及び保育の利用状況について、資料2でご説明いたします。

はじめに、左の「利用見込数」の部分をご覧ください。まず、一番左のAとしております、「計画見込み数」には、計画における31年度時点での保育の利用見込数を記載しております。その右側には平成27年度1年間の利用実績数を記載しておりますが、こちらの数は、下の※1に記載しておりますとおり、国への報告等を行っていない数値であるため、便宜的に、28年3月1日時点の利用者数と待機児童数を合計した概算の数値であるため、実際の数と若干の誤差が生じる可能性がございますので補足させていただきます。こちらが、3歳～5歳の2号が1,200人、3号が、0歳304人、1・2歳804人の計1,108人、2、3号合計で2,308人となっております。そして、その右側には、計画見込数と利用実績数の差を記載しておりますが、こちらをご覧くださいればわかりますとおり、計画の見込数よりも、特に3号定員に関して、27

年度時点の利用実績数の方が上回っている状態であるため、今後の保育定員の拡充を行うに当たっては、一定、利用実績数をもとに定員の確保について考えていく必要がございます。

次に、その横の「確保予定数」に、意向調査結果を反映した既存事業者による保育定員拡充予定数を含めた、今後の確保予定数を記載しております。「拡充予定数（H28～31年度）」に、既存施設による拡充数と既存事業者の新規施設開設による拡充数に分けて記載しておりますが、全体として、2号161人、3号が0歳87人、1・2才227人の計314人、2・3号合計で475人の拡充予定となっております。園ごとの内訳等の詳細は記載しておりませんが、新規施設の設置を5園が希望されており、そのうちの1園が認定こども園、その他の4園が小規模保育事業を予定しております。これらの拡充数と、28年度4月1日時点の保育定員数を足した数を、網掛け部分の、31年度時点確保予定数に記載しております。2・3号合計で2,559人分の定員が31年度中に確保される見込みとなっております。この数字を、先ほどの利用実績数等と比較した過不足数の部分に記載しております。それぞれ計画との比較、実績との比較をしておりますが、どちらの数値におきましても、2号、3号それぞれで見ると、不足は出ていないものの、3号の内訳を見ると、どちらも0歳に不足が生じております。このように、既存事業者による定員拡充を行ってもなお、31年度において0歳に不足が生じる見込みとなっておりますため、今後この不足分をどのように補っていくかについての検討が必要となっております。基本的には、既存事業者の整備が進んだ上でも不足する状況となっておりますため、前回の会議でもお伝えしておりましたとおり、小規模保育を中心に新規事業者の募集を検討していくこととなりますが、今後、保護者の働き方、育児休業の取得状況・期間が変わっていきまると、0歳児と1歳児の利用状況が逆転する可能性も考えられることや、各歳の不足状況を見ましても、同じ3号認定でも、1・2歳については余剰が発生する見込みとなっているため、特に1歳児の枠について、0歳児枠に振り分ける等の柔軟な対応を各園に求めていくことも、方策の一つとして考えられますため、それらの状況や毎年の利用実態を注視しながら、新規事業者を若干数募集するなどの対応を検討していく必要があるのではないかと考えております。それらの点につきまして、本日は委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと考えております。最後に、参考資料1といたしまして、今年の4月に厚生労働省が示した、待機児童解消に向けた緊急的な施策に係る通知について、ご説明をさせていただきます。この通知につきましては、今年に入って、報道等でも話題となっております待機児童が増加している状況を踏まえて、国が保育に係る各運用を見直すなど、緊急的な取組みを示したものでございます。この緊急対策の柱といたしましては、表紙の中段に記載しております5点で、

- 1点目、新制度施行後の実態把握と緊急対策の強化
 - 2点目、規制の弾力化・人材確保等
 - 3点目、受け皿確保のための施設整備促進
 - 4点目、既存事業の拡充、強化
 - 5点目、企業主導型保育事業の積極的展開
- となっております。

この通知に基づく取組の対象となりますのは、平成27年4月1日時点で待機児童数が50人以上ある自治体と、4月時点では待機が発生していないものの待機解消への積極的な取組を希望する自治体となっており、本市におきましても、後者として、国に希望の意思を伝え対象自治

体となっております。主なもののみご説明いたしますが、ページ数がなくわかりづらくて申し訳ございませんが、表紙から2枚めくっていただいて、数字の「4.」部分に、「小規模保育所等の卒園時の円滑移行」とございますが、こちらは、現在課題となっている小規模保育の3歳児以降の受け皿の不足に対しまして、入所先が決まらない場合の継続利用を可能にすることや、定員の弾力化により22人までの受け入れを可能にする運用が新たにされることとなっておりますため、今後、国の通知改正を踏まえて運用を行ってまいります。

次に、右側のページ「6. 定員超過入所の柔軟な実施」についてですが、現在実施している、定員の120%までの受け入れを行う弾力化が認められる期間が、「継続する2年間」となっておりますところを、「連続する5年間」に延長されております。こちらにつきましても、先日の各施設へのヒアリング時に情報提供を行っておりますが、今後国の通知を待って運用を行ってまいります。

次に、1ページめくっていただいた左側のページに、「9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進」とありますが、これは現場の保育士の方の勤務環境改善のためにパソコン等の購入補助を行うなどの事業であり、今年度本市においても活用を行っております。

さらに、右側のページ「13. 保育所等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施」については、昨今の保育士不足に鑑み、保育所や認定こども園、家庭的保育事業等における保育士配置の弾力化を行うための省令改正がなされたものでございますが、保育所・認定こども園につきましては、大阪府基準がこの4月よりすでに改正されており、家庭的保育事業等につきましても、この次の議題により、市基準の改正について検討を行う予定としております。

最後に、2枚めくっていただいた左側のページに、「1. 企業主導型保育事業の積極的展開」とありますが、こちらは、事業所内で保育施設を設置される場合に、市の関与を必要とせず、企業からの拠出金を財源として、認可並みの運営費や整備費を補助する事業が、この4月から新設されたものであり、この事業を国としても積極的展開を行っていくものでございます。本市においても、市内の事業所内保育事業者にも周知するとともに、その他の事業者に対しましても、市のホームページを通して周知を行っているところでございます。門真市におきましても、今後この通知を踏まえて、必要に応じ活用を検討する予定としております。

議題1についての説明は以上でございます。

部会長：ありがとうございました。ただいま事務局より、議題1についての説明がありました。この議題では、門真市の待機児童の現状と、その解消のための今後の確保数についての説明がありました。保育定員の拡充については、4月に実施した意向調査の結果から、将来的に0歳の定員に不足が生じる見込みとなっているため、新規事業者の募集を視野に入れつつ、今後の待機児童数、利用状況を踏まえながら、拡充の方法を検討していきたいとのことでした。また、その他の取り組みについては、国の示した施策をもとに、市において行う取り組みを今後検討していくとのことでしたが、ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。

東口委員：ヒアリングを受けまして、0歳、1歳、2歳の定員拡充について、この数字が出てきたのだと思いますが、この全体の数字を、もう一度保育園・認定こども園・幼稚園へ示されるとおそろしく、1歳の枠を0歳へ分けるなど、数字が実際に上がってくると思いますので、もう一度この数字をもとに、もう少し0歳を増やしてもらえませんか、というような方策を先にとられるの

がよろしいかと思えます。

部会長：東口委員からのご質問についてよろしくお願ひいたします。

事務局：そのあたりも行っていく必要があると思っておりますので、ある程度の意向を示されている園であるとか、具体的にそのようなことが可能でありそうな園につきましては、今後の定員の調整の中で、そういった情報もお示しした中で、具体的な検討を進めていただく必要があると考えております。

東口委員：申し上げたいのは、0歳が実際、待機が出ますという情報がないまま、それぞれの保育園が定員設定をするわけです。ですので、どうしても1歳はこれくらいかな、0歳はこれくらいかな、という形で取っていきますので、もしこの情報をいただければ、では、0歳はもう少し増やして、という形で、再構築できると思えますので、その辺のデータをいただかないとわからない。そして、この実際足りないというデータが表に出してしまうと、新規事業者を募集しなければならないという意見が出てきますよね。だからその前に、ではこれを実際解消できないかを既存事業者にご相談なさって、もう一度数字を出されるとよろしいかと思えます。

事務局：保育所の感覚としては、まだまだ定員の振り替えは可能だというようなイメージがあるのでしょうか。

東口委員：0歳を増やすだけではなくて、1歳が余ってしまう。現在、育児休業を取られる方が多いので、どうしても0歳は少なめにとというような意識があります。なのでこういう数字が出てくるのだと思えます。だから保育園の方々に、0歳が足りないので増やしてください、1歳はもう少し減らしても構いませんよ、というような意識と言いましょか、そういう事を申せば、また数字も変わってきますし。ここ2、3年、1・2歳だけの待機児の引き受けを結構していますので、そこを増やしていますし、おそらくこれからもそこが増えるだろうという意識を持っています。だから実際に、1歳余ります、0歳足りません、というこの数字をもとに再度確認された方が、よろしいかと思えます。

部会長：その点はいかがでしょうか。

事務局：難しいのが、今100人分1・2歳で余剰が出ていることになっているのですが、これは、これからの整備が進んだあとで、このくらいの余剰が出るだろうという数字なので、今時点ではやはり1・2歳が不足している状態ですので、今時点で振り替えを依頼すると逆に今度は1歳の待機児が増えてしまうようなことが考えられます。

東口委員：今時点ではなく計画時点で、1歳が余りますという事が見えますよね。

事務局：今後、整備もしていただきますし、その中で、0歳と1歳の振り分けを考えて下さいというお願ひを同時にしていただくということでしょうか。

東口委員：整備するとき、0歳が足りないので、もう少し0歳枠を増やしてくださいというのを、進言されるとよろしいかと思えます。

事務局：今の時点で提供させていただくのは全く問題ないかと思えますが、今の時点で具体的に調整いたしますと、どこも足りていない状態ですので、具体に入れ替えると、1歳が困ります。ですのでこれから、整備するとき必ず市と協議していただいて進めていきますので、その中で、その時点で、0歳が足りないですと伝えながら振り替えていただくなどして、進めていかせていただこうと思えます。

東口委員：実際はそうなんですけれども、ここにマイナスが出てしまっているの、これがまずいと申し

上げているのです。

事務局：では、そのあたりを情報提供しつつ、実際の振り替えは、一緒にさせていただきたいと思いません。

東口委員：もちろん、実際に園児優先で利用を決定するときはそうしてしまうのですが、この数字自体が、実際にマイナスが出てしまっている。これ自体がまずいことだと思いますので、この数字をもとに、もう一度ヒアリングをされますと、これがおそらくプラスに転じるのではないかと予想します。

郵橋委員：これはすでに既存の施設で運営しているところの利用見込みの修正も含めてということですね。

東口委員：そうですね。将来に向けてこれくらい確保できるだろうというヒアリングを受けたのですが、その数字として、施設側としては、おそらく0歳はこんなものか、1歳はこれくらいかな、というように、現状で計算いたしますので、まさか0歳が足りなくなるなんて思っておりませんので。

事務局：難しいのが、年度当初4月1日の時点で見ますと、0歳よりも1・2歳が足りていないという現状でございますので、その意識がみなさん強いのかなと思います。そして、年間を通じてみますと、0歳が足りないというのは、例年の傾向ではあるのですが、0歳児の待機児童が増えてまいりますのが、例年この時期、夏ごろから一気に増えてきますので、その辺が、定員の設定をされるうえで、非常に難しいのかなという印象は持っています。

一旦の意向調査で、0歳が不足しているという結果が出ている中で、特に東口委員がおっしゃったような、既存でまだできることはおそらくあると。とはいえ、このままいつまでも待てないという状況でもありますので、新規事業者の募集というのも、若干数、これを新規事業者でいきなりすべてを埋めるというのは、それはそれで全然別の課題になっていくと思われまので、どちらも並行して進めていく必要があるというのが、事務局としての感覚です。

東口委員：そうではなく、ここでマイナスが出ること自体が、そもそも問題なんですよ。

事務局：現時点でマイナスが出るというのは、今の現状ですので、これは仕方がないものと考えます。

東口委員：今と言いますか、右の、将来の過不足数です。

事務局：これをこれからどうゼロにするかというのが、今後の取組ですので。

東口委員：となると、既存事業者で0歳を増やすのと、新規事業者の参入も視野に入れてとおっしゃいますので、果たしてそれをしなければならないのかということなんです。

事務局：昨年度の会議の結論としても、一旦、既存事業者のできる意向を調査した中で、それでも見込めない場合は、新規事業者も含めて検討ということになりましたので、その方向で考えております。

東口委員：そうになりましたけれど、その調査の仕方が、実際0歳が足りません、1歳が余りますという情報もなく、意向調査されましたので、それはもう一度調査されるべきだと思います。

事務局：それをもって、次の手に移るべきだということですね。

東口委員：そういうことです。

郵橋委員：例えば、すでに受け入れている1歳・2歳で、全体的な傾向を見た時に、余裕が取れそうだったら、それを0歳に回していただくことはできませんか、という話を、既存事業者の中でした時に、少なくともこの数値は下がる可能性が高い。であれば、わざわざ新規事業者を募集するよりも、見通しの中で、どこまで動けるかなというような判断をするための、もう一度、各園

の運営の計画の中での数字をもらうよりも、現実に対応をしていただける数字として考えてもらえないか、というのをもう一度聞いた方が良いということですね。

東口委員：そうです。

事務局：それでもだめであれば、ということですよ。

東口委員：その数字をもとに、ではどうしましょうとしないといけない。

郵橋委員：それならうちできたのに、というようなどころがあるかもしれませんよね。先に聞いておけばできたのに、ということになりかねない。

事務局：感覚としては、それで結構解消できるのではないかと、という感覚なのでしょうか。0歳の61人は、結構大きいかなと思うのですが。

東口委員：そうですね。実際、0歳は絞っています。

事務局：単純な考えですが、100人になっている内の、書いておりませんが、1歳児が28名分余剰となるように内訳としては持っておりまして、余ったとしても28人分なので、当然、面積基準や人員基準が厳しい中で、置き換えても28人ですし、そのまま28人をすべて置き換えられるのかというのも、逆に難しいのかなと、置き換えをしたとしても、難しいのではないかと思います。

東口委員：それを予想ですのではなく、実際の事業者に聞いてみてくださいということですね。そして、数字をしっかりとつかまないと、失敗するということをお伝えしたいのです。

事務局：事前にできることは先にやっておく、ということですね。それは、今即答はできませんが、検討させていただきます。

部会長：それでは事務局の方は、再調査というようなお話だったんですけども。

事務局：そうですね、全事業者さんへするかどうか、全く考えておられない事業者様も実際ヒアリングの中でおられましたので、保育園さんに関しては、利用定員を毎年変えられるので、お聞きした方が良くと思うのですが、幼稚園さんは全てお聞きするかも含めて、対象は検討させていただきますが、趣旨はわかりました。

部会長：それで精査されて再度ということですね。

事務局：そうですね。同じようにするかは検討いたします。

部会長：それではそういう方向で、東口委員よろしいですか。

東口委員：はい。

部会長：ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

西委員：保育士さんへの支援の取り組みをされてるというご説明がありましたが、私の子どもが通っている保育園で、3月末で先生が5～6人一気に退職されるということがあって、すごくショックを受けたのですが、負担軽減としてパソコンを設置されるというのが、どういう軽減になるのかがいまいち見えてこなかったのですが。

東口委員：では事業者からご説明いたしますと、結構、記録などを書くのが保育士の負担になってきます。子どもの保育というのは、精神的には楽なんですけれども、その記録をしたり、あるいは家庭との連絡帳ももちろん書かなければなりませんし、保育計画などは、一から表を作るなんてすごく大変なことなので、これをパソコンでやってしまうと、去年の4月の分を今年の4月の分に加工するだけで済む、というような形で負担軽減されています。

西委員：では今までずっと手作業でやっていたら、ということですか。

東口委員：そういうところが多いですね。

西委員：これだけパソコンが普及している中ですか。

東口委員：いまだに手作業の方もいらっしゃいます。

郵橋委員：手作業の意味としては、パソコンなら一部だけ修正すれば、それで出来上がりますが、ひとつひとつをきちんと確認しながら作業を進めるという意味では、実は手作業の方が、保育のイメージがきちんとできるのです。ただそれを丁寧にしようとすればするほど、それが負担になってくる。真面目な先生ほど、しんどくなってしまいうという状況なんです。なのでそこをなんとか軽減できるものがないかということがひとつと、それから、保育士が少ないところというのは、事務も保育士が行っているところがある。例えば、保育料の請求であるとか、引き落としという事務が、認定こども園だと出てきますよね。保育園は市が行っていますけれども、こども園になると、各園でそれをしなければなりませんので、一人ひとりの費用がいくらか、日数割で変更だとかがあるわけです。その作業などが、お金のことなので、それらが確実にできる方法ということも、ひとつあると思います。

東口委員：もうひとつ申し上げますと、ICT化ということで、一部負担軽減と考えていただければいいかと思います。もっとできることがあるのでは、とは思いますが。

事務局：保育士の負担軽減としては、迂遠な策かとは思いますが、直接的にというよりも、保育士さん達に定着していただくためには、保育に集中していただける環境をつくるという意味合いで、このICT化がございまして、保育の周辺業務、例えば、配膳や清掃業務などを手伝っていただくための体制づくりのための補助金を出させていだいたりですとか、保育士さんが保育を行うために、別の業務にかかっている負担を軽減するための策を取らせていただいています。それ以外にも、これは国主導で行っていることですが、保育士不足というところで、負担に見合った賃金というところがかかり取り上げられておりますので、賃金改善として、国の基準が引き上げられたりというような取り組みが進められているところです。なかなかそれが、今働かれている方が急に楽になるかという、効果としては徐々にしか出てこないかとは思いますが、色々な事情があって辞められる方は毎年どうしてもいるのですが、そういう方が重なるときは重なります。それが減るような努力は、市としても行っているのですが、なかなか直接的に効果のある策というのは見出せていないので、事業者さんと相談させていただいているところです。

郵橋委員：一番端的に言えば、人を増やせばいいのです。しかし、公定価格の中でいくらというのは先生の人数によって決まります。ということは、増やせば増やすほど、先生の給料としては全体的に下がるという構造になっています。そこで例えば、負担軽減のためにパートさんを雇う、この部分に関しては、補助しましょうという制度は色々あるのですが、基本的には、保育士さんそのものの給料について今社会的に問題になっています。そのための施策は今色々出てきてはいます。しかし、門真市さんには耳の痛い話かもしれませんが、隣の守口市では保育士一人につき月8千円が付くとか、差がとて大きくなっていて、そういうところでは、逆に、ある市に保育士が集中してしまっていて、門真では集めにくくなる事も生じかねない。私の園でも、この4月から認定こども園としてスタートしましたがけれども、11月の段階で募集をかけても、1人も応募がありませんでした。たまたま3月で退職して大阪へ来られた先生が仕事を探しておられたので、その方に来ていただいて、1人は確保できましたが、まだ1人不足している状況です。しかし先生の能力が高ければ、それで動いてしまうので、今のところ大きな問題には

なっていないのですが、やはり単純な国が出している人数計算から考えると、まだ一人、チームとして入れられる枠の中にはあるということです。そういう意味では、増やせば増やすほど、子ども達には手厚い状態にはなっていくんだけど、そこに裏付けというか、それが各市によって違ったりします。

西委員：先ほどおっしゃられた守口市の8千円というのは、地域ごとに加算があるということですか。

郵橋委員：いえ、市ごとです。市単独です。守口では付きますが、門真では付かない。

東口委員：大阪市なんかでは、就職したら10万円というのも始まりました。

郵橋委員：1年務めると、さらに10万円というようなことがありますと、一時的にでも貰えれば、そちらの方がうれしいですね。

山元委員：それは新卒で採用される方や、一度辞めてもう一度始めようかと考えている方には関係なくですか。

郵橋委員：大阪市の場合は、新規採用としか聞いていないので、再就職の場合についてはわからないのですが。

山元委員：以前会議で、離職された方を登録する制度をつくったらどうかというお話がありましたが、それに関しても特にその後進んでいない、する予定がない、ということでしょうか。

事務局：今、保育士確保については国の方では、そもそもの待遇の改善などについて進められているところです。一方各市では、少ない保育士を取り合うような施策が行われております。というのは、例えば先ほど先生がおっしゃったような、守口市内で働く保育士については、全員に給料を上乗せするであるとか、新卒で大阪市内に勤めたらいくらか補助するであるとか、保育士の学校に通う人には補助をするであるとか、そのような、囲い込みと申しますか、取り合いのような施策が行われている状況です。そのような中で門真市としても、門真市の保育所における保育士を確保しなければならない状況の中で、そのような施策も考えていかなければならない。ただ、それには必ず予算を伴いますので、財源を確保しながら行う必要がございますので、そこは慎重に考えていかななくてはなりません。ですので、今はまだ、門真市としての具体的な施策の提案はできていない状態です。

東口委員：担当者としては考えて下さっていると思いますが、財政の方が難しいのでしょうか。

事務局：ちなみに保育士バンクについてですが、高槻市で、広域で実施しているところがあります。それは、大阪府全体で行っているのですが、それが、門真市の事業者も使えるようになっており、市単独で行うよりも、ある程度広い地域で確保できた方が良いので、それを活用していることにはなっています。しかし事業者の方とお話していると、そこにもなかなか登録がなかったり、条件が合わなかったりなどして、あまり確保の策として有効ではないのかなというお話もあります。門真市として単独で立ち上げるという予定はなく、今のところ、それを門真市においても活用している状態です。

山元委員：登録をするというのはただ、自分の名前と資格、どこでどれくらい勤めたか、というような内容を登録するということですか。

事務局：そうですね。基本的には保育士なので、保育士の資格を持っていて、たとえば子育てが一段落してそろそろ働きたいが、自分で探すのではなく、登録するので希望があれば働きます、というのをエントリーしておくというようなかたちです。

山元委員：私が保育士であったとして、私からの希望、例えば、0歳児の保育を希望しますであるとか、

そのような登録の仕方はあるのでしょうか。例えば今の自分の体力であれば、0～5歳どの年齢の子どもでも問題ないですが、年を取ってから5歳児とかけっこをできるかなど、自分の体力的な面を考えると、0～2歳児くらいなら、これから50歳、60歳、70歳になっても働いてもいいかな、というような、細かい希望を登録できるようになれば、また少し変わってくるのではないかなと思うのですが、そういったシステムではあまりないということですよ。

事務局：登録の段階でそこまで指定ができるかはわからないのですが、結局は、雇用される園との調整になるかと思うので、話し合いの中で条件が合えばできるという仕組みになっているのかもしれない。

郵橋委員：登録は、こういう人がいらっしゃいますというレベルまでなんです。保育士がいないんですと相談に行った際、市からこのような方がおられます、と紹介してしまうと、本来、紹介を業務としている会社の事業営利を犯すことになってしまうのです。なので各園が、登録されているという事実を知って、問い合わせをし、確認してと、各園それぞれで行っていかねばいけないのです。今なら色々な紹介があります。ハローワークは基本的には紹介ですよ。ハローワークで見た時に、園にすぐに電話があったりします。市の実施する保育士バンクでは、基本的には業務としてはできないことなのです。そこがおそらく、うまくいっていない部分かなと思います。

部会長：養成校の立場として申しますと、まさに現場サイドとして、我々は保育士を養成させていただいて、基本的に現場中心という形では、当然ながらそのようなかたちの就職指導を行っているのですが、大手さんで、うちの学校だけの話で申しますと、9割以上が保育現場に行く、さりとて、まだ保育士不足であるということ、その辺りの矛盾や難しさに苦慮しています。よく報道で出てきますように、給料が安いなどの理由が先行されていますが、やはり学生に対しては、事実そのようなところもあるかもしれないけれども、自分がやりたいことというのを、お金のためだけにするのか、であるとか、現在、国の方で施策を立ち上げているので、この格差は縮まってくるであろうということを伝えながら、とにかくできるだけ現場に送るというスタンスでは行っているということで、ただやはり、1日でも1年でも長く、続けることができるかどうかというところは、本人と就職させていただいた園とのやり取りになってきます。また、途中でこちらに相談があった場合には、とにかく相談にのり、励まし、可能な限り園との連携を取りながらということをしていただいているのが、現状です。

副部会長：とても難しい話なのですが、給料の問題が言われていますが、厚労省が出しているデータを見ますと、女性の職場に限って調べていくと、実はそう安くはないんです。中の上くらいはあるんです。ですので、それほどマスコミが騒ぎたてているほど、劣悪な環境ではない。では、なぜ保育士不足になっているのかということはなかなか難しい問題なんですけれども、保育という職場そのものが、いわゆるブラック的なところで、まだまだ改善の余地があって、というわけではおそくないと思います。もちろん改善しなければならぬことはたくさんあるんですけれども、基本的には、女性が主流の職場であって、短大あるいは4年制大学を出て、多くの方は独身の状態で就職をして、結婚して、そしてわが子が生まれた時にさてどうなるのかと考えた時に、やはり子どもが好きだからというのがどの方も基本にあって保育士になるわけですので、せめてわが子は1歳までは、3歳までは、自分で面倒を見たい、という思いはもしかしたら一般の女性よりも強いのかもしれません。というような、少し矛盾した職業なんですよ。

そうすると、継続したくても、離職せざるを得ない。ぎりぎりの判断で、保育士を継続するのか、家庭に戻るのかというのを考えなければならない。おそらくどなたも悩まれているというように思うんですね。そしてやはり、子どもが好きだからこそ、離職する方が多いというのが現状で、そしてそのような方々が、復職できるのかというと、今は復職できるようにはなってきたはいますが、そう簡単に、制度だけの問題でできるわけではない。そのあたりは、山元さんや西さんはお分かりだと思いますが、女性が一度家庭に入って、それから職場に復帰しようとした時にあるハードルというのは、制度的な問題以外にも、やはり心理的なハードルというものがある、そう簡単に職場復帰できるものではないと思います。そう考えていきますと、保育所特有の問題ではなくて、日本における女性の労働形態と言いますか、家庭と労働の両立のあり方、その辺はワークライフバランスと言われますが、その矛盾点と言いますか、日本が抱えている問題が、一気に焦点化されて、保育士というかたちで出てきている、ということであるような気がします。そう考えていきますと、限られた財政の中で、しかも対処療法的な改善では非常に難しい問題だと思います。ですから、先ほどご質問のあったICT化の話ですが、それで負担軽減になるのかといえば、おそらくならないと思います。どの仕事もそうですが、仕事がICT化されればされるほど、実は忙しくなる、ということの方がむしろあるんですね。ある道具がでてきて、たとえば洗濯機が出てきて、洗濯が楽になったら、そのほかにやることが出てくる。余裕が出てくるのではなくて、そのほかに仕事のバリエーションが増えていくというようなかたちで、実際の仕事量としては増えていくわけです。ですから、ICTを導入したからどうなるというわけではないんですけども、とりあえずできることからしていかなないと、まずは仕方がないという問題はあるのかもしれないですね。それぞれの対策の効果がどの程度あるのかというのは、未知数ですが、現状としてはできるところからやってみましょう、ということと、そして一番ハードルが高いのが、やはり保育士の人数そのものをどういう風に増やすか。これは、雇用者側と言いますか、園側もかなりリスクを抱える問題ですし、そして実際に保育者も、それに相当する数がない。数がないというのは、先ほど申し上げた通り、そもそも女性の労働形態の中で、継続することが難しいという現状があってという事だと思います。これをどう解決していくかというのは、この先どうなるのか、私も見当がつかないというのが正直なところです。すみません。何の解決にもならないですけど。

東口委員：5、6年前ですか、待機児童ゼロ作戦が始まったころ、おそらく最初40万人増やすとなった時に、保育関係者が思ったのは、保育士足りないよとまず思ったんですね。40万人子どもを増やすとなれば、それに対応する9万人保育士が必要になる。今、9万人も遊んでない状態ですので、おそらく現時点でこれだけ足りなくなるというのは予想できていたと思います。一旦離職された方も掘り起こして、という状況をつくらなければならない。さらに、待機児童解消の政策が進んでいきますので、ますます足りなくなりますので、養成校には頑張ってくださいというところです。

柳橋委員：勤めている者からすると、開所時間の前後に必ず仕事があります。預けている方は開所時間の間で子どもを連れてきますが、その施設を開ける、そこに勤めている先生は、その前に来なければならないので、先生の負担はすごく大きくなります。そして、時間が長くなればなるほど、1人の人数では済まなくなる。なので人数は必要なんです。ただそうした時に、待機児解消は確かにそうなるかとは思いますが、人件費に費用がかかってしまう。そして、先ほど、大阪市

の例を出しましたが、園に、施設整備の費用として出ていたものを、減らして、人件費に回すようなかたちで、枠は今まで幼稚園、保育園で支給されていた範囲内で処理するというかたちになってしまうんです。これは本当か嘘かわからないんですが、もしそうだとすると、例えば教材ひとつでも、買おうとした時に、その費用が出ない。ということは保育環境の質は落ちてしまうということです。なので、先ほど少しおっしゃっていたのは、そういうことなんですね。待機児解消だけ、保育士確保だけで、というよりも、トータルに、子どもの世界をどうするか、というところを考えておかなければ、色々な問題が出てくると思いますし、人を増やせばというよりも、1人ひとりの先生の力量を上げるための保育の体制をどうするかと、考えた方がいいと思います。そのためには、先ほど言ったように、指導計画をうちでは3月に一旦、一年間分をまとめて書き出して、それを基に翌年度の計画を立てて、そして保育をイメージ化するために、話をしながら書いていきます。確かに、書くという作業は大変なので、やればやるほど、その計画に縛られてしまって、子どもに何々をさせるという、本来幼稚園、保育園に求められている、子どもの育ち、それは、主体的に動けること、自分が考えていることをきちんとできること、そしてそれを遊びの中ですることなんですね。ですから、自分がしたいことをいっばいする中で、このようなことがある、だとか、友達とやり取りをしていく、そして、その遊びの選択をしていく時に、1人ひとりの育ちの違いがあるので、いろんな選択肢を持たせてほしいというのは、大きな考え方だと思います。そして、それに向かって、今度は幼稚園教育要領だとか、保育指針、認定こども園の保育教育要領が変わっていくわけです。そのベースはやはり、子ども達がワイワイ話しながら活動していく中に、先生がヒントを投げかけたり、「あ、これ面白い」という先生の一言で、何だろう、と興味を持って関わっていくであるとか、そのような育ちを保障していく。そのためには、いろんな教材があったりということが、必要になるのだけれども、そこが、保育の質の話ですけれども、今はどうしても、待機児解消の話が先に来てしまって、一番大事な保育の質の話が、抜け落ちてしまう怖さがあります。それをわからずに、待機児を解消する為なら、この分をこっちに回せば良い、というような、乱暴なことにならないかというところを、私は一番心配しています。

部会長：ありがとうございます。今の現場、また、養成校サイドの実情にご理解いただけたらと思います。他に何かございませんでしょうか。他にご意見はないようですので、次の議題に移らせていただきます。それでは、議題2の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正について、事務局より説明の方、よろしく願いいたします。

事務局：それでは、議題2についてご説明させていただきます。資料3をお願いします。まず、1ページ、今回の改正の経緯についてですが、現在、全国的な保育士不足の解消に向けて、この6月1日に国の基準が改正されたことに伴い、改正を検討するものでございます。今回の改正内容のうち、職員配置基準については、従うべき基準、設備基準については、参酌すべき基準として位置付けられております。改正文については参考資料2としてお配りしておりますが、本日は資料3により概要のみ説明いたします。1ページ下の改正の概要ですが、①の職員配置については、保育所並みの基準が求められる「小規模事業所A型」及び利用定員が20人以上の「事業所内保育事業」に配置する保育士について、当分の間、次の3点の特例が設けられたものでございます。まず1点目、「ア.朝夕等の育士配置に係る特例」ですが、現在の基準では、配置基準上、必要な保育士の数が1名となる時間帯であっても、最低2名は保育士を配置する必

要がございます。しかし、改正後（案）といたしましては、朝夕等の児童が少数となる時間帯においては、その場合必要な保育士2名のうち1名に代えて、保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置することを可能とするものでございます。この、保育士と同等の知識及び経験を有する者とは、下の※に記載しているとおり、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年程度が目安）、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者となります。次に2点目、「イ. 保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例」ですが、現在の基準では、配置する保育士は全て、保育士資格を有する者となっておりますが、11時間開所をしている保育所において、保育士1人当たり最長8時間労働としていること等により、ローテーションを組む上で、追加で雇い入れることが必要となる保育士の3分の1を上限としまして、先ほどと同様の、保育士と同等の知識及び経験を有する者に代えることができるよう改正するものでございます。この2点につきましては、現状実施している園においても活用を希望されている状況もあり、改正を予定しております。次に、3点目、「ウ. 幼稚園教諭等の活用について」ですが、国の改正内容としましては、「幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の普通免許状を有する者を、必要数の3分の1に限り保育士とみなすことができる。」というものでございます。この幼稚園教諭等の保育する対象年齢については、省令等で具体の規定は設けられておりませんが、参考資料3としてお配りしております、厚生労働省の通知におきまして運用に関する記載があり、その下部分にも抜粋して記載しておりますが、「幼稚園教諭等が保育することのできる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましい。」とされております。このことから、0～2歳を対象とする小規模保育事業等におきましては、これらの者を活用することが、保育の質の低下を招くおそれもあることや、実態として、現時点では事業者からの活用の希望がなく、基準を改正することにより、待機解消が直ちに進むとは考えにくいことから、この点につきましては、本市の実情を踏まえまして、今回は改正を行わない方向で考えております。なお、今後の状況変更により改正の必要が生じた場合は、再度この会議に諮らせていただいて検討してまいります。続きまして、4ページ②の設備基準といたしまして、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業の規定について改正いたします。内容についてでございますが、保育所や小規模保育事業所では、避難設備として屋内階段を設置する場合、保育室等の各部屋と階段との間に、バルコニーを設置するか、付室（ふしつ）という一定のスペースを設けることとなっておりますが、その付室の規定について改正がなされております。これまで、火災発生時等の排煙を行うため、その付室に窓か排煙設備を設ける規程となっておりますが、窓や排煙設備でなくても、煙が室内に入ってくるのを防止するため、国土交通大臣が認めた防火扉等の一定の設備を設置することと改正されたため、同様の改正を行うものです。最後に、この改正の施行時期でございますが、条例改正が必要となりますため、28年度9月議会の議決をいただいたのち、施行する予定としております。議題2についての説明は以上でございます。

部会長：ありがとうございました。ただいま事務局より、家庭的保育事業等の基準の改正について説明がありました。児童が少数となる時間帯や保育の実施にあたり必要となる保育士配置及び設備基準に関しては国の基準改正に基づき、市の条例についても改正を行いますが、幼稚園教諭等

の活用に関しては、0歳から2歳を保育する小規模保育事業等において、保育の質の低下につながるおそれがあることから、この点についての条例改正は行わないとのことでした。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見やご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

東口委員：今回、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業のみとなっております。保育所と認定こども園については、もうすでに改正されているのでしょうか。

事務局：はい。府の条例になりますので、そちらはすでに改正済みです。

東口委員：ありがとうございます。

部会長：では、他にいかがでしょうか。それでは念のため確認なのですが、この職員配置基準は従うべき基準となっておりますが、幼稚園教諭の活用は見送るとされました。その辺をもう一度ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局：はい。3番目の幼稚園教諭等の活用につきましては、国からは従うべき基準として、特段の事情がない限りは、国の省令に基づいて従うべき基準となっております。しかし、内部で検討した中で、厚労省の見解が、3～5歳に活用することが望ましいとする中で、保育所等の条例は改正した方が良いということになっています。その中でも、小規模保育事業についても改正することとされていますが、このあたりの見解がずれているイメージを我々は持っていて、小規模保育事業については、0～2歳を保育する施設ですので、そこを改正しなさいと言いながら、3～5歳を保育することが望ましい、という見解を別に示しているという中で、我々としてもここは慎重に考えていきたい。今施設を運営しておられる事業者にも、確認したところ、活用の予定もないということですので、一旦は慎重に、改正しないということ考えております。また、今後改正の方向になった場合は、その時に再度検討するというので、今回はこの部分については、改正を見送るということでございます。

部会長：ありがとうございます。

事務局：補足ですけれども、従うべき基準の定義といたしまして、1ページのところに定義を書かせていただいているのですが、中段の参考というところですが、基本的には必ず適合しなければならないということで、従うこととなっているのですが、基準の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されることになっておりますので、地域の実情に応じて、基準を下げることは認められていないのですが、基準よりも質を上げるという意味では、許容されることとなります。今回は、それよりも高い基準に設定するという認識ですので、それであれば改正する必要はないという解釈で、今回提示をさせていただいております。ちなみに大阪市ですと、通常の保育士の配置などでも、基準を例えば0歳児6：1のところを5：1へ上げられていたりというようなことを実際されておりますので、それと同じような適用になるかと考えています。

部会長：ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

山元委員：すいません。関係ないことかもしれませんが、国が基準を改正して、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許を持っている人は保育士とみなすことができるということは、今現在で、幼稚園の先生や小学校の先生や養護教諭の免許を持っておられる方に余剰が出ているということでしょうか。保育士に回せるくらい余っているのでしょうか。

事務局：そういう認識はあまりありません。選択肢の幅が広がることで、場合によっては活用の幅が広がるという解釈なのだと思います。小学校教諭の先生が余っているというようなことは全般的

にはおそろくないと思います。

山元委員：子どもが今小学生なんです、小学校でも先生が足りないという話を結構聞くので、そういう中で、たしかに保育士が少ないから、このような話が出ているのですけれど、足りないと言っている学校がある中で、このような案を出されてもどうなのかと思いましたので。

郵橋委員：おそらくその先生というのも、保育士免許を持っているけれども、一旦退職して家庭に入られている先生という意味だと思います。一番心配しているのが、小学校は何々をさせる、ここまで到達させなければならぬ、というのが先生の仕事なんです。それに対して、幼稚園や保育園というのは、子どもが面白いと思ってやってみる、「あ、こんなんなんだ。」というように、自ら理解するであるとか、それを子どもたちに伝えて、「それ、自分もやってみたい」というようなやり取りの中で、自分をつくっていくことが、大きな課題なんですね。そのように、大きな狙いの捉え方が異なる人が、乳幼児の保育に入ってしまうと、「させる」方が表に出てきてしまって、子ども達は言われたことだけをやっていけば良いというような育ちをしてしまう。私はそれが一番怖いのです。先ほど言った、幼稚園教育要領や、保育指針の改定の中で、アクティブラーニングという言葉が聞かれたことがあるかと思うのですが、それはそもそもが、積極的に動くことで学ぶということなんです。それはすでに今まで幼稚園や保育園で行ってきたことなのです。でもそのことをなぜ、幼、小、中、高まで通じて行わなければならないと言っているのかが、実は一番大きな問題で、今までそのように「させられている教育」を受けていた子どもたちが、引きこもりであるとか、家庭内暴力などいろいろな問題を起こしていることを考えた時に、自分の気持ちをまずきちんと出せる育ちをさせてあげなければならない。しかし、「させる」教育を行うところにいた方が、乳児の保育に入ってしまうと、させれば良いじゃないか、となってしまうかねないのが一番怖いのです。うちは小学校で、放課後児童クラブをしているのですが、その職員の中にも、小学校などの免許を持っている方がいるんですけど、往々にして小学校の先生なんかは、元気でなかなかいいことを聞かない子は、怒ってさせれば良いというような考えを持っている方がいます。学校の授業の中でそのようにされていて、放課後児童クラブに来た時に、同じことをそこでも子どもたちにしている、子ども達に逃げ場がないですね。家庭と同じように、家に帰ったら、「何していたの」「それは怒られても仕方がないね」だとか、気持ちを受け止めてもらう経験を本来ならばしなければならないところなのですが、そのように「させれば良い」というように問答無用ということで、おっしゃる先生がいる。うちは断りましたが、それと同じことが、乳児に起こってしまうとこれから先の子どもの育ちがすごくこわいです。その意味では、人によりますが、一般的傾向としてそのようなことがあるので、そこは認めない方が良くないかなと思います。

東口委員：本当に保育士の代わりをできる人が少ないのは少ないのですけれど、中には幼稚園教諭で、近々保育士免許を取って、両免許にしたいという方が、雇った時に、この条例が改正されていないために雇えないというのは、それは少し気の毒かと思いますが。0～2歳に関しては、特に問題はないかとは思いますが。現状の保育園、認定こども園においては、幼稚園教諭も活用できるとなっておりますので、ほぼ同じ技量と言って間違いはないかとは思いますが。小学校は少し違うかとは思いますが。

郵橋委員：だいたい今の若い子たちは、両方免許を持っています。取得教科が8割方重複するんですよ。なので、一番子どもの側に寄りそうということがより強く出る養護という部分で、そこが一

番乳児には必要な部分です。しかし、3～5歳になってくると、それをしながら、子ども達とやりとりをしていく生活が大事なので、そこでは全く問題ないと思います。そこは対象になっていないので、それよりもただ、乳児の問題だからというところを、私は思っています。

東口委員：この先、小規模保育事業で3歳児以上も受け入れますという話が出てきたときに、考えれば良いのではないのでしょうか。

事務局：そうですね。

副会長：基本的には、先生たちと全く同意見なんですけど、あえて国の言い訳を推測すると、20年くらい前までは、短大で幼稚園教諭免許と保育士資格を同時に出す短大と、幼稚園と小学校教諭免許をセットにして出していた短大が、多くはないですが数はありました。私が今勤めている学校の前身の薫英短大なども、幼保の学科と、幼稚園と小学校の初等教育という学科と別々に持っていました。両方とも定員が100人ほどいたりしました。そのような学校が結構ありましたので、ひょっとすると、幼稚園、小学校というセットで免許を持っている人達がいて、あるいは、2年間の中で、片一方しか取れなかったけれども、ほぼ初等教育の過程中で、幼児教育もやっていますよという方が、一定数いることはいらっしゃると思います。養護教諭も同じで、養護教諭の養成は非常に日本の中でも少ない、特殊な領域になります。そして、やはり養護教諭そのものの職場が、日本で言いますと、公立の小学校中学校というのが基本になりますから、免許は持っているものの、狭き門なのでやはり働いていないという方が一定数いらっしゃる。養護教諭の養成課程を見ても、小学校の先生でもなければ幼稚園の先生でもないし保育士でもないという、どちらかという保健師さんに近い内容にはなるんですけども、最低限子どもたちの命の保証ということに関しては、なんとか適用できるのではないかと、そして、今職についていない方もいらっしゃるのではないかと、という、苦肉の策なのだろうなという。実質的にそんな方たちが、保育職に就かれるのがいいのかというのは、先生たちのご議論のとおりなんですけれども、制度としては、そのような流れの中で出てきているのではないかなと思います。

郵橋委員：実際に、幼稚園の役員などで来ていらっしゃる保護者の方の、子どもと関わる様子を見てみると、この人いいセンスをしているなと思う方がおられるんです。子どもに対して投げかける言葉一つにしてもね。でもその方は免許を持っていない、ということがありますので、一概には言えないと思うんですけども、資格というのは、こういうことをしてきた、というベースが見えるので、ひとつの基準にせざるを得ないんだろうなとは思いますが。

部会長：山元委員、よろしいでしょうか。

東口委員：認定資格のようなものをつくれればいいですよ。

郵橋委員：認定資格のようなものを実施したいということで、一週間くらいの日数分を最低で一年通じて取ってもらえれば、NPOでも資格認定をしようとしたのですが、ものすごく大変で、計画段階で頓挫しました。

部会長：でしたら、他何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは最後、議題3について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：その他といたしまして、事務局より今後の予定についてお知らせいたします。次回の会議は、来年度の予算検討前の時期に全体会議を予定しております、8/22(月)午後2時より、この建物の2階の大会議室で開催する予定といたします。全体会議では、今回の会議でご審議い

ただいた内容と、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告を行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

部会長：ありがとうございました。今の事務局の説明に対して、何かご質問等ございますでしょうか。

郵橋委員：行政の立場としてはどうしても、待機児童解消が大きな問題になってきていると思いますが、それをすることで、質が落ちないかというところだけはくれぐれも考えていただきたいですし、できるだけ、現在このような状態なので、協力してくれるところはないか、というやり取りの中で、少しでも貢献できたらと思います。

部会長：ありがとうございました。他にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。以上を持ちまして、平成 28 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会を終了致します。皆様、ありがとうございました。

<以上>